

公示番号：170540

国名：ベトナム

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：在来ブタ資源の遺伝子バンクの設立と多様性維持が可能な持続的生産システムの構築プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

### 1．担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2．契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月中旬から2017年11月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.57M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	17日	5日

### 3．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月16日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月30日(水)までに個別に通知します。

### 4．簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

業務実施の基本方針	8点
業務実施上のバックアップ体制等	2点

( 2 ) 業務従事予定者の経験能力等 :

類似業務の経験	45点
対象国又は同類似地域での業務経験	9点
語学力	18点
その他学位、資格等	18点

( 計100点 )

類似業務	各種評価調査
対象国 / 類似地域	ベトナム / 全途上国
語学の種類	英語

## 5 . 条件等

( 1 ) 参加資格のない社等 :

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

( 2 ) 必要予防接種 : なし

## 6 . 業務の背景

ベトナムの畜産業は、農業生産高の3割を占めており、食肉生産の主体(75%)はブタ肉である。従来、ベトナムの養豚業は、その大半を占める零細・小規模養豚農家(山岳地帯の少数民族を含む)による在来ブタとその交雑種の飼育が中心となってきた。在来ブタは、肥育効率が低いものの、ベトナムの自然環境によく適応し、劣悪な飼育環境にも耐えるため、山岳地域に居住する少数民族の貴重な現金収入手段となってきた。

ベトナム国政府は「社会経済開発戦略 2011-2020」の中で、バイオテクノロジーなどの先進技術を用いて、畜産業を含む農業の近代化・生産性の向上を目指すと同時に、地域の条件に応じた持続的な開発政策を取ること、開発に取り残された山岳地域の少数民族の貧困削減に注力することを謳っている。また、「2020年に向けての畜産開発戦略(Livestock Development Strategy to 2020)」では、2020年までに、国内需要と輸出品質を満たすための畜産業の集約化・産業化、生産性の向上、疾病対策と食品安全の徹底、食肉関連施設から排出される廃棄物処理などの環境対策改善を進めるとしているものの、実際には、生産者の8割近くは小農であり、山岳地帯などの遠隔地に居住するものも多い状況から、十分な対策がとられているとは言えない。

こうした中、ベトナム固有の在来ブタの減少が深刻化しており、既に絶滅した品種も報告されている。同国の「生物多様性法」が規定するとおり、農業関係の希少作物・家畜品種等の保護に関する政策は農業農村開発省(MARD)が管轄する。同省は2005年から在来ブタを含む希少家畜品種の保存に着手しているものの、国立畜産研究所(NIAS)を中心とした少数頭数の生体保存に留まっており遺伝子バンクは設立されて

いない。

このような状況の下、ベトナム国政府より、在来ブタの遺伝子保存のための遺伝子バンクの設立、遺伝資源の多様性維持が可能な持続的生産システムの構築等を目的とした SATREPS 案件「在来ブタ資源の遺伝子バンクの設立と多様性維持が可能な持続的生産システムの構築プロジェクト」が要請され、採択された。JICA は 2014 年 7 月に詳細計画策定調査団を派遣し、ベトナム国政府関係者と協議を行い、技術協力プロジェクト（科学技術）の枠組みを決定し、2014 年 12 月に R/D を締結した。

プロジェクトは「ベトナム優良在来ブタを探索・評価し、それを活用するための保全システムの構築」を目標として 2015 年 5 月から 2020 年 5 月まで 5 年間の予定で実施中である。今回の中間レビュー調査では、本プロジェクト協力期間の中間時点となる 2017 年 11 月に、最新 PDM 及び活動計画に基づき、プロジェクトの投入実績、活動実績、計画達成度を調査・確認し、問題点を整理するとともに、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトチーム、ベトナム側関係者とともに、本プロジェクトの中間レビューを実施し、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、合同中間レビュー報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2017 年 10 月中旬）

既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）実施プロセスを整理、分析する。

2015 年 7 月 1 日改訂の PDM ver.1 に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。

調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

( 2 ) 現地業務期間 ( 2017 年 10 月下旬 ~ 11 月上旬 )

JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。

プロジェクト関係者に対して、本中間レビュー時の評価手法について説明を行う。

ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、障害要因を抽出する。

国内準備並びに上記 及び で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、合同中間レビュー報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。

調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。

合同中間レビュー報告書(案)(英文)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。

( 3 ) 帰国後整理期間 ( 2017 年 11 月上旬 ~ 11 月中旬 )

評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。

帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

担当分野に係る中間レビュー調査報告書(案)(和文)を作成する。

## 8 . 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)~(2)とする。

( 1 ) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書(案)(和文)

( 2 ) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)~(2)については、電子データをもって提出することとする。

## 9 . 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、

「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

( 1 ) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本 ハノイ 日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程 / 執務環境

#### 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年10月23日～2017年11月8日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 科学技術協力評価 (JST)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

#### 便宜供与内容

JICAベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

#### ア) 空港送迎

あり

#### イ) 宿舎手配

あり

#### ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

#### エ) 通訳備上

必要に応じて英語 ベトナム語の通訳を提供

#### オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

#### カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8448) にて配布します。

- ・ベトナム在来ブタ資源の遺伝子バンクの設立と多様性維持が可能な持続的生産システムの構築プロジェクト詳細計画策定調査評価分析報告書
- ・第1回・第2回・第3回・第4回プロジェクトモニタリングシート

### (3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」  
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上